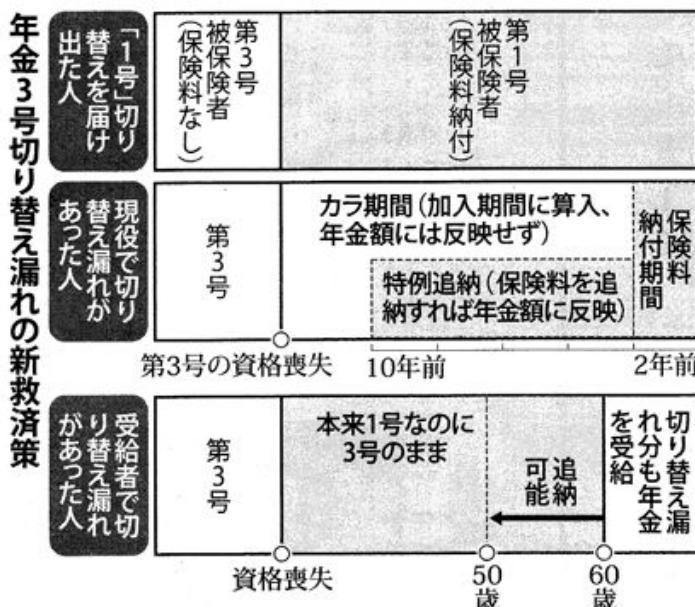


主婦年金 救済案合意



厚生労働相の諮問機関、社会保障審議会の「第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会」が17日にまとめた切り替え漏れ救済策は、きちんと変更を届け出ている。ただし、不公平感を完全にぬぐうことはできない。今回の迷走劇は、保険料を払わずに年金を受給できる第3号被保険者制度そのものの問題点を改めて浮き彫りにした。今後、3号制度の廃止議論を加速させる可能性がある。

【鈴木直】

残る不公平感

分析

「3号」制度の見直しも

年金3号切り替え漏れ問題の推移

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 09年9月 | 長妻昭氏が厚生労働相に就任 |
| 12月 | 旧社会保険庁職員へのアンケートで、3号の切り替え届け出漏れが発覚 |
| 10年3月 | 切り替え漏れをほぼ無条件に救済する「運用3号」制度の基本方針確認 |
| 9月 | 細川律夫氏が厚労相に就任 |
| 12月15日 | 運用3号の実施を課長通知 |
| 11年1月下旬 | 細川厚労相が運用3号を把握 |
| 2月16日 | 総務省の年金業務監視委員会で運用3号が問題に |
| 24日 | 細川厚労相が運用3号の一時停止を表明 |
| 3月6日 | 政府が運用3号廃止と、法改正による救済を決定 |
| 8日 | 政府が新救済方針の大枠を決定 |
| 4月5日 | 厚労省の社会保障審議会特別部会で具体策の検討開始 |
| 5月10日 | 民主党ワーキングチームが受給者の年金減額を含む対処案の提言取りまとめ |
| 17日 | 特別部会が報告書取りまとめ |

同部会は「未納者への給付は認めない」という社会保険方式の原則を譲らなかつた。省内に「憲法の財産権との関係から難しい」との見方が強かつた年金の返還についても反対論を押し切った。それでも住民税非課税の低所得者は対象外で、大半の人は返還を免れそうだ。さらに完全な公平性の追求は難しい。厚労省は今後、配偶者が1号被保険者なのに3号のままの年金を受け取る問題を解決する。そこで、3号制度の見直しを検討する。ある社会保険労務士は特例追納期間を直近10年に限定したことを探問視する。

98年度以降、旧社会保険庁は切り替え漏れを見つけ次第、届け出を求め、05年度からは職権で記録を訂正してきた。従って直近10年よ

りは、97年度以前こそ「切り替え漏れが多い可能性が高い」と言う。なのに、それを抽出し、対象者を探す意を確認できない。本来より年金が高くなっている人は調査ができない。そこで、厚労省は実務の煩雑化を理由に受け入れない。「通算10年」とする案も示してあるが、厚労省は実務の煩雑化を理由に受け入れない。そもそも3号制度自体が創設された86年当時、専業主婦世帯は950万世帯で、共働きの720万世帯を上回っていたが、09年は共働き995万世帯に対し、専業主婦は830万世帯と逆転。3号にとどまるため、年収を130万円未満に抑える人も多く、女性の社会進出を妨げている、との指摘も絶えない。

報告書は3号から1号への強制切り替え拡充など防止策提案の一方、将来的な3号制度自体の見直しも求めた。細川律夫厚労相は「税と社会保障の一体改革では3号制度も俎上に上っている」と述べた。